

研究倫理アクションプランに係る取組状況等について

1. 研究倫理アクションプラン策定に至るまでの取組

- 平成 25 年 10 月 ・「高い研究倫理を東京大学の精神風土に」（総長声明）
- 12 月 ・科学研究行動規範リーフレットの改訂・周知
- 平成 26 年 3 月 ・研究倫理アクションプランの策定

2. 策定後の主な取組状況

(1) これまでの取組

(i) 組織・環境の整備

- 平成 26 年 4 月 ・研究倫理推進室の設置
 - ・コンプライアンス総括会議の下にコンプライアンス総括室を設置
- 5 月 ・部局研究倫理担当者の指定
- 7 月 ・本部事務組織に研究倫理担当課長を設置
 - ・コンプライアンス相談窓口（学外の弁護士事務所に委託）の設置

(ii) 研究倫理意識の醸成

- 平成 26 年 4 月 ・各部局で入学時ガイダンス等における基礎的な研究倫理の啓発を実施
 - ・全学の新任教職員研修において科学研究行動規範に係る講義を実施
 - ・大学院入学式で研究倫理アクションプランを配付
 - ・研究倫理アクションプランの英訳版を作成し、周知
 - ・医学系研究科・医学部附属病院で実施している「東大研究倫理セミナー」の改善(e-learning の作成、関連教職員の受講義務化、ケーススタディの充実等)
- 5 月 ・学内広報に研究倫理アクションプランの特集記事を掲載
- 9 月 ・研究倫理ワークショップの開催
 - (NSF（アメリカ国立科学財団）及び日本学術振興会と協力)
 - ・研究倫理週間の制定（9月1日から7日の1週間、上記WSの企画と連動）
- 10 月 ・研究倫理教育セミナーの開催

(2) 今後の取組

- ・学生及び研究者に対する教育・研修として、日本学術振興会作成の教材「科学の健全な発展のために」の利用及び CITI (e-learning) の導入に向け検討
- ・研究分野別の講演会等の開催の検討
- ・研究分野別にかかるデータ保存に関する方策を検討
- ・科学研究行動規範リーフレットの改訂・周知
- ・本部事務組織に研究倫理推進課を設置（平成 27 年 4 月）